サービス別特則

以下に定めるサービス別特則(以下「本特則」といいます)は、各サービスの利用を申込む契約者に対して、「システム利用規約」(本紙表面に記載、以下「本規約」といいます)とは別に適用される利用条件です。
契約者は、当該各サービスを利用する場合に限り、以下の優先順位で本特則を含む当社所定の利用条件を遵守するものとします。
①特約（申込書内の所定欄）記載事項
②①以外の申込書記載事項
③本特則（以下に定める商品・サービス別特則）
④本規約（システム利用規約）

なお、いずれの特則を変更する場合も、本規約に定める本規約・サービス別特則の変更手続きに関する定めによるものとします。

◆「ESいい物件One ウェブサイトFlex」特則

本特則は、「ESいい物件One ウェブサイトFlex」(以下「本件サービス」といいます）の契約者および利用者（以下総称して「契約者等」といいます）に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1条（利用目的）
本件サービスで当社が提供する写真・画像・アイコン・テンプレート等の素材（以下「素材」といいます)は、本件サービスを利用する契約者等に対し、契約者のホームページを充実させることのみを目的としています。契約者等が本件サービスの利用を止めた場合、または本規約もしくは本特則の定めに基づき当社が提供を中止した場合、契約者等は素材を利用することができなくなります。

第2条（著作権・素材の加工）
契約者等は、第1条に定める利用目的に合致する限りにおいて、素材を利用・複製・公開・素材の加工(文字の追加変更、色・サイズの変更、縦横比の変更)をすることができます。

第3条（禁止事項）
1. 契約者等は、素材を第1条に定める目的の範囲外で利用すること（契約者等の商号・ロゴ・サービスへの使用、契約者等が運営するシステム等への組込み等の行為を含みますが、これらに限りません)、または本素材を公序良俗に反する形式で利用することを、それぞれ行ってはならないものとします。
2. 契約者等は、著作権をはじめとする知的財産権の表示が付されている素材については、当該表示を削除・変更してはならないものとします。
3. テンプレートのカスタマイズ機能などのうち、当社が特に指定した機能に係る作業を契約者が実施するにあたっては、契約者は当社が指定した法人もしくは個人または当社グループ法人（以下総称して「指定法人」といいます)に委託しなければならず、契約者は自ら当該作業を行ったり、指定法人以外の者に委託したりしてはならないものとします。

第5条（独自ドメインおよびDNS設定に係るご注意事項）
1. 本件サービスの利用にあたり、契約者が独自ドメインを新たに取得する場合、または既に取得している独自ドメインの管理を当社へ移管する場合、契約者は別途当社の定めるオプショナルサービス（以下本条では総称して「本オプショナルサービス」といいます）を申込むものとします。なお、本項に基づき当社が独自ドメインの取得・管理に係る設定を完了させる前に契約者が本オプショナルサービスの変更・解約を行った結果、当該ドメインの取得・管理が正常に行われなかった場合、当社は契約者に生じた不利益または損害について、補償しないものとします。
2. DNS設定については、契約者による本オプショナルサービス申込時、契約者がドメインを明示した上でDNS設定を希望する旨を当社に申し出た場合に限り、当該DNS設定は本オプショナルサービスの一部に含まれるものとします。この条件を満たさないDNS設定を希望する契約者は、別途当社の定めるDNS設定に係るオプショナルサービスを申込むものとします。
3. 前項において、契約者はDNS設定の実施日を、第1項に基づく独自ドメインの取得・管理に係る設定完了日から30日以内に定めるものとします。契約者による前項のDNS設定希望の申出もしくはDNS設定に係るオプショナルサービスの申込を行わないこと、または契約者がDNS設定の実施日を決定しないこともしくは当社設定作業に要するその他の情報を提供しないことにより、当該期間内にDNS設定の実施日が定められず当社が当該設定作業を行えないことにより契約者に生じた不利益または損害について、当社は補償しないものとします。なお、前項に基づき契約者の希望により当該DNS設定を本オプショナルサービスの一部に含めていた場合は、契約者は当社が指定する期日までにDNS設定に係るオプショナルサービスを別途申込むものとします。

第6条（プラン変更に係るご注意事項）
契約者は、本件サービス利用期間中、原則として本件サービス申込時のプランを下げること（以下「プランダウン」といいます）はできないものとします。ご契約者がプランダウンを希望する場合、ご契約者はご利用中のプランに係る契約を解約し、新たなプランで再申込を行うとともに、ホームページを改めて作成する必要があることにあらかじめ同意します。

第7条（違反した場合）
契約者等が本規約または本特則の定めに違反した場合、当社は契約者等に対して素材・本件サービス全体の提供を中止し、また損害が生じた場合は契約者等に対して当該損害に対する賠償を請求することができるものとします。

◆「ESいい物件One ウェブサイト」特則

本特則は、「ESいい物件One ウェブサイト」（以下「本件サービス」といいます）の契約者および利用者（以下総称して「契約者等」といいます）が、本件サービスによって作られた契約者のホームページを構成する写真・画像・アイコン・テンプレート等の素材（以下「素材」といいます)を利用するにあたり、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1条（利用目的）
当社は、素材を、本件サービスを利用する契約者等に対し、契約者のホームページを充実させることのみを目的として提供します。契約者等が本件サービスの利用を止めた場合、または本規約もしくは本特則の定めに基づき当社が提供を中止した場合、契約者等は素材を利用することができなくなります。

第2条（著作権・素材の加工）
1. 素材の著作権をはじめとする知的財産権については、全て当社に帰属します。契約者等は、第1条に定める利用目的に合致する限りにおいて、素材を利用・複製・公開することができます。
2. 契約者等は、第1条に定める利用目的に合致する限りにおいて、契約者等が素材の内容物に対する加工(文字の追加変更、色・サイズの変更、縦横比の変更)をすることができます。ただし、第3条第3項に該当する行為は行うことができないものとします。

第3条（禁止事項）
1. 契約者等は、素材を第1条に定める目的の範囲外で利用すること（契約者等の商号・ロゴ・サービスへの使用、契約者等が運営するシステム等への組込み等の行為を含みますが、これらに限りません)、または本素材を公序良俗に反する形式で利用することを、それぞれ行ってはならないものとします。
2. 契約者等は、素材の全部または一部について、第三者に対して配布・貸与・販売・利用許諾・譲渡等を行ってはならないものとします。
3. 素材にソースコードが含まれる場合、これに修正、変更、改変、複製、逆アセンブル、リバースエンジニアリングを含む行為を実施してはならないものとします。
素材のうち、著作権をはじめとする知的財産権の表示が付されているものについては、当該表示を削除・変更してはならないものとします。

第4条（免責事項）
1. 当社は、素材の全部または一部の内容を、予告なく変更し、または提供を中止することができるものとし、これによって契約者等に生じた損害について、一切補償しないものとします。
2. 当社は、契約者等が素材を利用することにより生じた不利益または損害について、一切補償しないものとします。

第5条（違反した場合）
契約者等が本規約または本特則の定めに違反した場合、当社は契約者等に対して素材・本件サービス全体の提供を中止し、また損害が生じた場合は契約者等に対して当該損害に対する賠償を請求することができるものとします。

◆「ESいい物件One 賃貸 家賃管理タイプ」特則

本特則は、2021年1月13日以降に「ESいい物件One 賃貸 家賃管理タイプ」(以下「本件サービス」といいます）の契約者による申込みを当社が受理した場合、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1条（契約期間）
本件サービスのうち「基本サービス」の最初の契約期間満了日は、本規約第4条（契約期間）第2項第①号および第17条（契約者による解約）第2項第①号の定めにかかわらず、課金開始日から起算して「36ヶ月」が満了した月の末日とします。

第2条（登録可能物件数の算定）
本件サービスにおける登録可能な物件数の算定は、以下のとおりとします。
①管理委託契約に紐づいている不動産物件1区画を、「1」と算定します。仮に契約者が利用する本件サービスのプランが「500」の場合、契約者は管理委託契約に紐づく不動産物件1区画を500件分登録することができます。なお、管理委託契約が本件サービスにおいて「終了」ステータスとなっている不動産物件については、算定から除外します。
②前号の定めに関わらず、管理委託契約に紐づいている不動産物件のうち、以下の種別については、「0.5」と算定します。なお、管理委託契約が本件サービスにおいて「終了」ステータスとなっている不動産物件については、算定から除外します。
・駐車場
・駐輪場
・バイク置き場
・トランクルーム

◆「ESいい物件One 賃貸 店舗請求オプション」特則

本特則は、「ESいい物件One 賃貸 店舗請求オプション」(以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1条（契約期間）
本件サービスの最初の契約期間満了日は、本規約第4条（契約期間）第2項第②号および第17条（契約者による解約）第2項第②号の定めにかかわらず、課金開始日から起算して「12ヶ月」が満了した月の末日とします。

◆「ES-B2B」特則

本特則は、「ES-B2B」サービス（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1条（サービス設定に関する特則）
1. 本件サービスの利用に先立ち、契約者による検収が必要な機能の構築（以下「機能構築業務」といいます)を当社が行う場合、当社はすみやかにその機能に関する仕様を作成し、契約者に提出します。
なお、「検収」とは、当社が構築した機能が本件サービスの利用上当社が提示した仕様（以下「仕様」といいます）を満たしているか契約者において確認する作業をいいます。
2. 機能構築業務の検収については、次の各号の定めによるものとします。
①契約者は、前項に基づき当社が提示した仕様を、当社が通知した期間内に遅滞なく確認するものとします。この期間内に契約者から何らかの返答がなかった場合、当社は期間満了時をもって仕様が確定したものとみなします。
②契約者および当社は、前①号で確定した仕様を協議の上、変更できるものとします。この場合、当社は仕様の変更に関する手続が完了するまでは、変更前の条件に従って引続き機能構築業務を遂行することができるものとし、契約者はその業務の対価を支払うものとします。
③契約者は、当社から機能構築業務が完了した旨の通知を受けた後、業務の内容について、当社が通知した期間内に検収を行います。
当社は、契約者による検収の合格をもって機能構築業務の検収が完了したものとし、この時点をもって機能構築業務の遂行は完了します。この場合、契約者は、速やかに当社所定の「検収書」を当社に交付します。
④当社は、前③号で契約者に通知した期間内に契約者が当社所定の方法で異議の申出を行わない場合、検収期間満了時をもって機能構築業務の検収が完了したものとみなします。
⑤契約者は、検収の結果が不合格であった場合、前③号で契約者に通知した期間内に相当期間を定めた上で修補を当社に依頼し、当社は契約者の依頼内容に従って修補作業を行うものとします。
この場合、契約者は、修補された内容につき再度検収を行うものとし、その取扱いは第③号および④号に準じます。
3. 本規約に定める「課金開始日」より前に本件サービス利用の解約が行われる場合、次の各号の定めによるものとします。
①契約者側から解約を希望する場合、契約者は解約日までの機能構築費用を含め当社がそれまでに負担した金額を支払います。
この場合、本規約第17条(契約者による解約)各項の定めが本特則とは別に適用されることを、契約者はあらかじめ了承します。
②当社側から解約を希望する場合、契約者に対し、解約日までの作業料金を含め当社がそれまでに負担した金額の請求を行わないことを条件に即時に解約できるものとします。

第2条（アカウントおよびパスワードの管理に関する特則）
本規約第12条（アカウント・パスワードの取扱い）のほか、契約者は、本件サービスの範囲内で閲覧者に対して契約者自身が発行し、または停止等を行うアカウントおよびパスワードについては厳重に管理を行うものとし、これらの閲覧者のアカウントおよびパスワードの不正使用または第三者への開示等については、理由の如何を問わず当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。

第3条（免責に関する特則）
本規約第28条（免責）第1項のほか、契約者は、当社が作成したウェブサイトに掲載され本件サービスの範囲内で契約者および閲覧者が閲覧等利用の対象とする物件情報自体の正確性、およびその物件情報から生じる取引全般（物件情報に関する問合せ、苦情もしくは官公庁等第三者からの指示・命令、または取引における契約者および閲覧者・第三者の紛争もしくは官公庁第三者からの指示・命令等を含みます）について、当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。
またウェブサイトに登録する閲覧者自身の情報自体の正確性等、本件サービス内容に基づき契約者が利用の対象とする情報全体の安全性および正確性、ならびにその情報を利用した結果についても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条（閲覧者）
1. 契約者は閲覧者に対して、以下の行為をさせてはならないものとします。
①本件サービスおよび本件サービスにより利用できる情報を改ざんまたは消去する行為
②契約者が許諾した閲覧者以外の第三者に本件サービスを利用させる行為（サイトの表示画面や掲載内容について本件サービスを利用していない第三者へ閲覧させる目的で複製・印刷・転載する行為、またアカウントの譲渡・売買等の処分行為も含みます）
③他の閲覧者になりすまし、あるいは虚偽の情報を届出て本件サービスを利用する行為、その他不正な目的のために本件サービスを利用する行為
④ウィルス等の有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
⑤本件サービスに対する、修正、変更、改変、複製、逆アセンブル、リバースエンジニアリングを含む行為
⑥当社または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
⑦情報提供者の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により第三者または他の利用者の個人情報を収集する行為
⑧法令もしくは公序良俗に違反する行為
⑨一時に大量の電子メールを配信する等により当社または第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為
その他当社または第三者の設備に過大な負担を生じさせる行為
⑩プログラム等を用いて機械的に登録情報を取得し、または取得させる行為（スクレイピング等を含みます）
2. 契約者は、閲覧者によって前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判明した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、閲覧者によって第1項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、当社は契約者の事前の承諾を得ることなく、当該閲覧者に対し、本件サービスの利用を停止することができるものとします。

第5条（「ES-B2B call」に係る条件、免責事項等）
契約者が本件サービスのうちオプショナルサービスである「ES-B2B call」を利用する場合、前各条に加え本条各項の定めが適用されるものとします。
①契約者は、本件サービス利用に伴い作成されたウェブサイト（本件サービスの範囲内で契約者および閲覧者が閲覧等利用の対象とする物件情報を登録するためのウェブサイトをいい、本条において以下同じとします）および閲覧者からの照会用電話番号（「ES-B2B call」ライセンスに対して1対1で設定される電話番号）を、契約者が運営する「ES-B2B call」利用店舗1店につき、各1サイト・1件設定できるものとします。
②前号により、「ES-B2B call」を利用する特定の1店舗は、複数のウェブサイト・照会用電話番号を設定できません。
③契約者は、本規約別表に従い算定される「超過料金」を当社に支払うものとします。
④「ES-B2B call」の一部に第三者が運営・提供するクラウドAPIサービスが実装される場合、当該サービスに生じた不具合については、前条に掲げる内容に限らず、当社は一切責任を負わないものとします。
また契約者は、当該第三者による当該サービス提供条件の変更に伴い「ES-B2B call」において本規約第14条（サービス料金の支払い）第6項に基づくサービス料金の変更、および本規約第29条（サービスの変更）に基づくサービスの内容および仕様ならびに操作方法の変更、のいずれか（または両方）が生じる可能性があることに、あらかじめ同意します。

◆「Sumai Entry Bizサポート」特則

本特則は、「Sumai Entry Bizサポート」(以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1条（定義）
本特則において使用する語句の意味を、それぞれ次の各号のとおり定めます。
①エンドユーザー
契約者の顧客であって本件サービスの対象となる者をいい、主に不動産物件の入居者が含まれます。
②ライフライン事業者
電気・ガス・上下水道・交通・通信等に代表される生活システム（インフラストラクチャー）を供給する事業者、その他エンドユーザーの生活に資するサービスを提供する事業者全般をいいます。
③ライフイン24
株式会社ライフイン24 をいいます。
④Bizサポートツール
当社が運営する、契約者・ライフイン24間の情報連絡ツールであって、契約者により次号以下の「送客」実施、および「成約」状況確認が行われるものをいいます。
⑤送客
契約者が、エンドユーザーに係る情報を前号「Bizサポートツール」に入力・登録し、ライフイン24に対して送信することをいいます。
⑥成約
ライフライン事業者・エンドユーザー間において、同事業者の提供サービスに係る契約が成立することをいいます。

第2条（本件サービスの内容および対価、Bizサポートツールの利用料金）
1. ライフイン24は、契約者がBizサポートツールに入力・登録した送客情報に基づき、ライフライン事業者の提供サービスに係る申込の勧誘をエンドユーザーに対して行います。
送客情報が本条第5項の条件に適合している場合、当社所定の料金表に定められた単価（消費税別途加算）に適合送客件数を乗じた金額を、当社は対価として契約者に支払うものとします。
当該対価は、当月送客分を当月末日締めにて算定した上で、翌月末日までに契約者に対して支払われるものとし、振込手数料は当社の負担とします。
なお、本規約第14条（サービス料金の支払い）第7項第②号に基づく「銀行口座からの自動引落」により当社サービス料金を支払っている（またはその予定である）契約者に対しては、本項に基づく対価の支払いは、原則として当該銀行口座への入金によるものとします。
2. 当社は、前項に基づき契約者に支払うべき対価が僅少である場合、前項の定めにかかわらず複数月の対価をまとめて支払うことができるものとします。
3. 当社は、前2項に基づく対価の支払いに代えて、契約者に支払うべき対価と、契約者が当社に支払うべき当社サービス料金（次項に基づくBizサポートツールの利用料金を含みます）とを対当額にて相殺できるものとします。
4. 契約者は、Bizサポートツールの利用料金を当社に支払います。
当該利用料の支払期日は、特段の定めがある場合を除き本規約第14条（サービス料金の支払い）第3項の定めによるものとし、振込手数料は同条第7項の定めによるものとします。
5. 本件サービスの詳細（第1項の対価支払対象となる、送客に係る条件を含みます）は、当社サービスサイト https://www.es-service.net/ のほか、当社指定文書に定めます。

第3条（個人情報の取扱い）
1. 契約者は送客実施に先立ち、エンドユーザーに対して、ライフイン24担当者およびライフライン事業者からのエンドユーザー本人に対する連絡に係る可否を必ず確認した上で、Bizサポートツールへのエンドユーザー情報の入力・登録および送客を実施します。
2. 契約者は、本規約第21条（個人情報の取扱い）第3項の定めに従い、エンドユーザーに対して同条第2項所定の利用目的を明示し、承諾を得ておくものとします。
なお、Bizサポートツールの保守により当社サーバ内に保存されるエンドユーザー等の個人情報に係る利用目的は、当社コーポレートサイト上で公開する「当社における個人情報の取扱いについて」(2) https://www.e-seikatsu.info/utility/privacy.html によるものとし、これは本規約第21条第2項第②③④号に該当します。

第4条（注意事項）
1. 契約者が、前条第1項に定める確認をエンドユーザーに対して行わなかった場合等、本特則第2条第5項に定める条件に適合しない送客情報については、対価支払対象とはなりません。
2. 契約者が、前条第1項に定める確認をエンドユーザーに対して行わなかった場合等、本規約・本特則および本条第3項の条件を遵守しない結果エンドユーザー等第三者との間で紛争が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、当社が第三者に対して賠償等を負担した場合、契約者に当該負担分を求償することができます。
3. 本特則第2条第5項に定める条件（同項に定める当社指定文書を含みます）は、本契約・本特則の一部をなすものとし、更新後も契約者が引続き本件サービスを利用する場合、当社は契約者が当該条件を承諾しているものとして取扱います。なお、当該条件の更新に先立って、当社は更新内容および適用開始日その他の情報を、所定ウェブサイトへの掲載等により契約者に対して周知します。

◆「いい物件 Square」特則

本特則は、当社サービスの契約者のうち、「ES いい物件 One」において「One ネットワーク」を利用している契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第１条（本件サイトへの情報掲載）

1. 契約者が「One ネットワーク」において公開した不動産物件情報は、原則としてすべて当社が運営する「いい物件 Square」（以下「本件サイト」）に掲載され、当社が個別に承諾した不動産会社が利用・閲覧します。
2. 契約者が「One ネットワーク」において、「非公開」とする旨の設定を行った不動産物件については、本件サイトには掲載されません。

第２条（本件サイトで公開できない情報）

1. 次の各号に掲げる不動産物件情報は、本件サイトで公開することができないものとします。
   ①架空の物件に関するもの
   ②売却もしくは賃貸する意思がない物件、または事実上売買もしくは賃貸借の目的となり得ない物件に関するもの
   ③係争中の物件に関するもの
   ④通常の用法に必要な最低限の設備を欠く物件に関するもの
   ⑤本件サイトへの公開について、売主等または買主等から承諾を得ていない物件に関するもの
   ⑥信頼性に乏しくまたは消費者保護に欠ける恐れがあるもの
   ⑦広告表示、価格表示または取引形態が不当または不適切なもの
   ⑧成約済みのもの
   ⑨法令またはガイドライン等に違反したもの
   ⑩その他、不動産物件情報に重大な問題があると当社が判断したもの
2. 当社は、前号に抵触する情報について、契約者に内容の修正・変更等を請求することができ、契約者がこれに応じない場合は当社が削除することができるものとします。ただし、当社は本件サイトに掲載された情報の内容の修正・変更等を行う義務を負うものではありません。

第３条（知的財産権）

1. 本件サイトの内容（本件サイト上に画面表示されるテキストメッセージ、サウンド、写真、画像その他の一切のデジタルコンテンツおよびソフトウェア・プログラム類を含みます）に関する特許権、商標権、著作権その他の知的財産権はすべて当社または当該知的財産権の保有者に留保されます。契約者は、当社または当該知的財産件の保有者の許諾がある場合を除き、これらについて加工・編集・複製・転載等の行為を行ってはならないものとします。
2. 契約者は、契約者が本件サイトに公開した情報について、著作権その他の知的財産権を有する場合は、公開と同時に、国内外における当社による当該情報の利用（複製、公開、改変、公衆送信、展示、譲渡、貸与、翻訳、翻案または利用許諾を含む一切の処分）を当社に無償で許諾したものとします。なお当社のかかる利用について、契約者は著作者人格権を行使しないものとします。

第４条（禁止事項）

1. 契約者は、本件サイトにおいて、次に定める行為を行ってはならないものとします。
   ①他の契約者・第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、あるいはプライバシー、人権等を侵害する行為
   ②政治活動、選挙活動、宗教活動およびこれに類似する行為
   ③本件サイトにより利用できる情報を、プログラム等を用いて機械的に取得し、または取得させる行為（スクレイピング等を含みます）
   ④本件サイトの利用により入手した情報を利用し、当社が営む事業と競合する業務を行う行為
   ⑤本件サイトの利用により入手した情報を当社が営む事業と競合する業務を行う第三者に提供する行為
   ⑥法令・各種ガイドラインもしくは公序良俗または本特則に違反する行為
   ⑦その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者が本規約および本特則の定めに違反した場合、当社は事前の通知をすることなく、本件サイトの利用を停止するとともに、当社に損害が生じた場合は、当該損害の賠償を請求することができます。

第５条（免責）

1. 当社は、本件サイトの利用に伴い契約者に発生した不利益または損害について、責任を負わないものとします。ただし当社の故意または重過失がある場合を除きます。
2. 当社は、本件サイトの内容および仕様の一部もしくは全部について改良・修正・統廃合等を行い、または法令の改廃、社会環境の変化その他の事由により事前の予告なく変更・改定・削除することができるものとします。この場合、契約者が被る不利益または損害について、当社は責任を負わないものとします。
3. 当社は、あらかじめ契約者に通知することにより、本件サイトの提供を終了させることができるものとします。この場合、契約者が被る不利益または損害について、当社は責任を負わないものとします。

◆「スマート取込」特則

本特則は、「スマート取込」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第１条(遵守事項)

1. 契約者は、本件サービスを利用するにあたり発生する通信料、第三者が提供するシステム・サービスに係る費用を負担します。
2. 契約者は、本件サービスを利用して当社システムに登録する不動産物件情報が、法令・各種ガイドラインに抵触していないこと、および第三者の権利等を侵害していないことを保証します。本項の定めに反した結果として当社に損害が生じた場合、契約者は当社に対して補償するものとします。

第２条(免責)

当社は、次の各号に掲げる事項については責任を負わないものとします。
①本件サービスを利用して登録された不動産物件情報の内容の正確性と網羅性
②本件サービスの利用に伴い発生した、契約者に対する第三者からのクレーム・紛争
③第三者が提供するシステム・サービスの仕様変更に起因する本件サービスの停止または不具合の発生
④当社が実施する本件サービスの変更または停止（前各号により生じる事態を回避・予防し、または損害を低減するための措置を含みますが、これらに限定されないものとします）

◆「Yahoo!不動産（新築戸建/中古流通）出稿機能」特則

本特則は、「Yahoo!不動産（新築戸建/中古流通）出稿機能」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第１条（契約期間）

本件サービスの最初の契約期間満了日は、本規約第４条（契約期間）第２項第②号および第17条（契約者による解約）第２項第②号の定めにかかわらず、課金開始日から起算して「6ヶ月」が満了した月の末日とします。

第２条（最低利用期間内における契約者による解約）

前条の期間内に、契約者が本件サービスに係る本規約第17条（契約者による解約）第１項に定める「解約申込書」を当社に提出する場合、契約者は、前条に定める契約期間の料金から既払い分の料金を控除した金額を違約金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

◆「『Yahoo!不動産』賃貸住宅情報掲載サービス」特則

本特則は、「Yahoo!不動産」賃貸住宅情報掲載サービス（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。
なお、本申込書内「『Yahoo!不動産』賃貸住宅情報　掲載委託に関する申込書（兼　変更・解約申請書）」における「契約に関するご注意事項」欄を、以下単に「ご注意事項」といいます。

第１条（定義等）

本特則において使用する語句の意味を、それぞれ次の各号のとおり定めます。
①ヤフー
ヤフー株式会社、および同社の子会社である株式会社クラシファイドの両社を併せて、本特則では「ヤフー」といいます。特段の定めがない限り、両社を指す場合、および両社のいずれかを指す場合のいずれも、区別なく「ヤフー」と表記します。
②当社
株式会社いい生活をいいます。
③Yahoo!サイト
ヤフーが「Yahoo!」のサービスマーク、商号あるいは著作権表示等を付して日本国内において行うユーザーへの情報提供サービス全般をいいます。
④本プロパティ
「ご注意事項」記載のYahoo!サイト中のプロパティをいいます。
⑤リスティング情報
契約者がYahoo!サイト上で、ヤフーに掲載を委託する「ご注意事項」記載の情報をいいます。
⑥リスティングサービス
Yahoo!サイト内の特定のプロパティにおいて、ヤフーが枠を割当てたWebページにリスティング情報を掲載し、公衆送信するサービスをいいます。
⑦広告サービス
特定の広告主の要望により本サービス内に設けられた特定スペース（サービス提供が「Windows media Player」等のソフトウェアを稼動して行われる場合当該ソフトウェア上で提供されるサービスを含みます）にサービス名、広告主の名称、販促キャンペーン等をヤフー所定の様式によって掲載（画像、テキスト、音声、動画等形式を問わず、広告主のサービス、会社名、販促キャンペーン等の情報ページへのリンクが設定されたものを含みます）するものをいいます。
⑧ユーザー
インターネットその他の通信手段または電磁媒体を通じてYahoo!サイトを利用する者をいいます。なお、ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わないものとします。
⑨個人情報
本規約第21条（個人情報の取扱い）に定める「個人情報」のうち、氏名、住所、生年月日、個人の身体・財産・社会的地位等に関する事実および評価等単独または組み合わせて特定の個人を識別することができる情報をいい、ユーザーがYahoo!サイトの利用にあたって登録するYahoo！ID、パスワード、メールアドレス等の情報の他、ユーザーの通信ログ、クッキー情報を含むものとします。
⑩掲載条件
ヤフーの名義で契約者に提示される「Yahoo!不動産　物件掲載ガイドライン【賃貸住宅】」「賃貸領域商品概要」「入稿仕様書」その他ヤフーおよび当社で確定した条件または当該条件を表した文書を総称して「掲載条件」といい、これらも本特則の一部を構成します。
⑪申込プラン
当社より提示される複数の対価に対応した上限掲載物件数とそれぞれの上限物件掲載数を超えた場合のプラン別超過物件単価をいいます。

第２条（業務委託）

1. 契約者は当社に対し、契約者が保有する「ご注意事項」記載のリスティング情報を、本プロパティに掲載および公衆送信することを委託し、当社はこれを受託するとともに、ヤフーとの不動産情報取次に関する業務委託契約に基づき、ヤフーにこれを委託し、ヤフーはこれを受託するものとします。
2. 契約者は、当社がご契約者からの利用申込を受理した場合であっても、ヤフーが拒絶する場合があることに、あらかじめ同意するものとします。なお拒絶理由について、当社は契約者に開示する義務を負わないものとします。

第３条（お預かり保証金）

1. 本契約の締結にあたり、契約者は本規約第15条（「お預かり保証金」の取扱い）に基づき2ヶ月分の月額利用料を「お預かり保証金」として当社に入金します。
2. お預かり保証金の入金確認後、当社は契約者に対して、当社が提供するリスティング情報入稿機能の利用を許諾するものとします。
   お預かり保証金の入金が遅れたために、「ご注意事項」記載のリスティング開始予定日に掲載が開始されない等、契約者が被った不利益について、当社は一切の責を負わないものとします。
3. プラン変更を行い、月額利用料が増額した場合は、契約者は2ヶ月分の月額利用料との差額分を当社に入金するものとします。
4. お預かり保証金については、本規約第15条（「お預かり保証金」の取扱い）各項の定めによります。

第４条（対価）

1. 契約者は、リスティング情報の掲載開始日の属する月より「ご注意事項」記載の申込プランの対価および「ご注意事項」に定める計算方法に基づいて計算した物件数が申込プランに定める上限掲載物件数を超過して掲載された場合の超過分にプラン別超過物件単価を乗じた額に消費税および地方消費税相当額を加えた額を、「ご注意事項」記載の支払条件にて当社に支払うものとします。
2. 前項に定める対価等は、次の各号のいずれかの場合に対しても、減額、変更、免除等は一切行われないものとします。
   ①契約者が、リスティング情報掲載に係る契約の終了前に、当該掲載を取りやめた場合における当該契約終了日までの残期間
   ②契約者により掲載されたリスティング情報の件数が、申込プランに定める上限掲載物件数に満たなかった場合における当該未達期間および件数
   ③本特則第12条（リスティング情報に関する責任）第６項に基づき、契約者がリスティング情報の掲載停止処分を受けた場合における、当該停止期間
3. 本条の対価の支払いが遅延した場合には、当社は遅延日数に応じて完済日まで年利14.6%の遅延損害金（365日日割計算）を契約者に対して請求できるものとします。

第５条(申込プランの変更)

契約者が申込プランを変更する場合は、所定の手続きを行うことで変更することができるものとします。なお、プラン変更のタイミングは「ご注意事項」記載のとおりとします。

第６条（リスティング情報の掲載期間）

1. リスティング情報の掲載期間は、「ご注意事項」記載のリスティング開始予定日から第21条または第22条に基づく本契約終了日までとします。
2. 契約者および当社は、相互に連絡をとりながら、リスティング情報掲載の開始の準備を行うものとし、当該準備が完了した時はその旨を確認します。

第７条（情報内容の変更、整備等）

ヤフーは、本契約期間中、リスティング情報またはリスティング情報に記載のあるWebページの記載内容、形式またはデザイン等が掲載条件に抵触していると判断した場合、また、リスティングサービスのために必要なリスティング情報の項目等の詳細について変更が必要と判断した場合、リスティング情報の内容、形式またはデザイン等の変更を求めることができるものとします。この場合、契約者は、ヤフーから当該申し入れがあった場合、直ちに内容の修正・削除、リスティング情報の項目等の追加・変更等の対応を行うものとします。

第８条（リスティング情報の提供方法等）

1. 契約者は、当社に対して、「ご注意事項」記載の方法によりリスティング情報を提供します。
2. 契約者がリスティング情報の配信日時、または配信済の情報の変更を行う場合には、当社が別途指定する期日までに行うものとします。
   契約者の故意または過失によって所定の期日までに配信が行われなかった場合、当社は本特則に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。ただし契約者から配信が行われ次第、所定の配信スケジュールに従って、すみやかに本特則に基づく債務を履行します。この場合、当社は当該情報掲載を行うことができなかった期間の対価を契約者に対して請求することができるものとします。

第９条（リスティング情報の使用・加工等）

1. ヤフーおよび当社は、契約者から提供されるリスティング情報の内容を改変または修正してはならないものとします。ただし、ヤフーおよび当社は契約者から提供を受けたリスティング情報を本特則に基づく義務を履行するために技術的に必要な場合には、当該技術的必要性の範囲内で当該情報を加工することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、契約者は、本契約の目的を達成するために効果的であるとヤフーが判断した場合、ヤフーがリスティング情報を複製、改変、公衆送信その他の方法で利用する権利をヤフーに許諾するものとします。
   なお、新聞や雑誌、テレビ等媒体からの取材や調査によるYahoo!サイトの内容の撮影および記事掲載については、ヤフーの判断において許諾することができるものとします。
3. 契約者は、ヤフーが本プロパティへのアクセスの増大等の誘導効果を高めるために効果的であると判断した場合に、ヤフーがリスティング情報を次の各号に定めるとおり利用する権利をヤフーに許諾するものとします。
   ①ヤフーが本プロパティに限らず任意の場所(Yahoo!サイト内のほか、ヤフーが編集権を持つソーシャルネットワーキングサービス等)において、リスティング情報を掲載および公衆送信する権利
   ②ヤフーが、リスティング情報を本件サービスその他のYahoo!サイトに関する広告用の素材として利用する権利（リスティング情報を使用した広告制作物を作成し、外部広告媒体への出稿に用いる権利を含みます）
   ③ヤフーが、同一のリスティング情報を集約して掲載するため、当該情報の全部または一部をヤフーが別途定める基準に基づき抜粋・掲載する権利
   ④前各号のほか、ヤフーがリスティング情報の全部または一部を本プロパティへの掲載以外に利用するために必要なすべての権利
4. 契約者は、前項に定める掲載および公衆送信をするために必要な範囲内で（ただし、リスティング情報の内容変更を生じない範囲に限ります）、ヤフーまたは第16条に定める第三者がリスティング情報を改変および修正することをヤフーに許諾するものとします。

第１０条（Yahoo!サイト上の名称等の表示）

1. ヤフーは、Yahoo!サイト中、リスティング情報を使用して構成されたページや関連ドキュメント上に、ヤフー所定のフォーマットあるいはヤフーが認めるフォーマットにて契約者の名称表示あるいはロゴまたは契約者の指定するリスティング情報の標章ならびにリスティング情報に含まれる著作物の著作権者である旨の表示を付すことができます。
2. ヤフーは、適宜リスティング情報の名称およびリスティング情報が契約者の提供によるものであることをYahoo!サイト中に表示することができるとともに、Yahoo!サイトの広告宣伝・販売促進に際して当該表示を行うことができるものとします。
3. 契約者が本プロパティ上に当該著作権者としての表示を希望した場合、ヤフーは合理的な理由なしにこれを拒絶しないものとします。

第１１条（広告サービスの販売活動）

ヤフーは、Yahoo!サイト中において広告サービスを掲載するための販売活動を行うことができるものとします。この場合、ヤフーが広告掲載のための販売活動を行うものとし、当該販売活動から得られる収入は全てヤフーに帰属します。

第１２条（リスティング情報に関する責任）

1. 契約者は、リスティング情報の内容が、掲載条件、業界の定めたルール・業界慣行・商慣習に適合し、法律ならびに「不動産の表示に関する公正競争規約」等の規約類を遵守した適法な内容であることを保証します。
   また、契約者は、リスティング情報の内容が、第三者の著作権、その他知的財産権、営業秘密またはプライバシーその他の権利を侵害していないこと、いわゆる「おとり広告」や「不正広告」の掲載その他の不正行為に該当しないこと、ならびにリスティング情報の制作にあたり使用される文芸、美術、音楽や写真等の一切の著作物に関する権利およびその他リスティング情報に関与する演出家、カメラマン、実演家等のすべての者の製作、放送等に関する権利についてヤフーがリスティングサービスを履行することを許諾する権利を契約者が有していることを保証します。
2. 契約者は、リスティング情報に関連して必要となる許認可のすべてを取得済みであること、リスティング情報におけるサービスの提供において関係する法令を遵守することを保証します。
3. 契約者は、ユーザーが容易に閲覧可能な場所にリスティング情報を掲載するよう管理するとともに、リスティング情報に関する責任は全て契約者にある旨およびリスティング情報に関する連絡は契約者に行うことを要する旨を表示します。
4. 契約者が前各項に違反し、またはその他第三者からヤフーまたは当社がクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求等内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わないものとします）を受けた場合、本契約期間中はもとより終了後に発生したものであっても、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤフーまたは当社に生じた損害を補償します。
   契約者は、リスティング情報の内容が前各項に違反した場合、ただちに是正措置（当該情報の修正または掲載取下げ等）を行うほか、当該情報の内容が実際より有利または優良な表示であった場合は理由の如何を問わず「訂正・お詫び」の告知を契約者名義で行う等、ヤフーの指示に従い対応します。なお、当該指示に対して疑義がある場合、契約者はヤフーに対して照会を行うものとします。
5. リスティング情報に関する責任は、本特則においてヤフーまたは当社の責任と規定されたものを除き、すべて契約者の責任に帰属するものとし、契約者において処理解決するものとします。
6. ヤフーおよび当社は、契約者が本条第１項もしくは第２項の定めに反した場合、または不動産公正取引協議会連合会に加盟する各地域の不動産公正取引協議会からの停止指示があった場合、その他ヤフーまたは当社が契約者に指示した事項に従わなかった場合、リスティング情報の掲載の全部または一部を停止処分とすることができます。
7. 前項の掲載停止処分の期間中であったとしても、契約者は申込プランに応じた対価を支払うものとします。掲載停止処分期間が経過した後に、契約者がリスティング情報の掲載を希望する場合、契約者はヤフーに対して掲載条件・公正競争規約等を遵守する旨の誓約書を提出する等、ヤフーの指示に従うものとします。
8. 第６項に定める掲載停止処分が下った場合、契約者は掲載停止処分が開始された月の末日をもってリスティング情報掲載に係る契約を解約することができます。また、ヤフーが掲載条件その他ヤフーの定める基準に基づきリスティング情報掲載に係る契約自体の解約またはこれに相当する措置を行う場合、いい生活はリスティング情報が最後に掲載された日をもって契約者・いい生活間の当該掲載に係る契約を解約することができます。

第１３条（運営の責任）

1. ヤフーまたは当社は、Yahoo!サイト（広告サービスの内容を含みます）の運営に関して生じるユーザーその他の第三者からの問い合わせ、苦情等については、本契約中はもとより終了後に発生したものであっても、自らの費用と責任にてこれに対応します。
   ただし、当該問い合わせ・苦情等のうち、リスティング情報に関するもの（ヤフーの故意または過失によるものを除きます）および契約者が対応すべきであるとヤフーが合理的に判断するものについては、ヤフーは契約者に対して直ちにその内容を通知し、契約者が自らの費用と責任にてこれに対応するものとします。
2. 契約者は、当社が提供するリスティング情報削除システムを使用の上、リスティング情報の全部または一部の内容に誤りがあった場合は速やかに当該訂正・削除個所を当社に対して通知します。
3. ヤフーはYahoo!サイトの利便性の向上に努め、契約者はリスティング情報の充実に努めます。

第１４条（障害対応・質疑応答）

1. 当社は、リスティング情報がヤフーに正常に配信されないかまたはリスティング情報が機能を発揮しない場合、契約者に電話、FAX、電子メール等の方法で、原因調査および使用復旧措置を行うよう請求することができます。契約者は、当該請求に基づき原因調査および使用復旧措置を行います。
   なお、ヤフーが当該復旧までの間にYahoo!サイト中におけるリスティング情報の掲載が停止した場合といえども、ヤフーまたは当社の責に帰すべき事由による場合を除いて、当該停止期間中の契約者のヤフーおよび当社に対する対価支払義務は免除されないものとします。
2. リスティング情報が正常に掲載されないときには、契約者は、当社に電話、FAX、電子メール等の方法で、原因調査および使用復旧措置を行うよう請求することができます。ヤフーおよび当社は、当該請求に基づき原因調査および使用復旧措置を行います。
3. リスティング情報について疑義が生じた場合、ヤフーおよび当社は、電話、FAX、電子メール等によって契約者に問い合わせをすることができ、契約者は当該問い合わせに対して、速やかに適切な回答をするものとします。
4. 緊急の場合については、ヤフー、当社および契約者にて別途協議の上、対応案を検討します。

第１５条（サーバの一時停止、トラブル等の処理）

1. ヤフーまたは当社はサーバ、通信回線等の保守その他工事等により、リスティングサービスの提供を全面的に停止せざるを得ない場合、あらかじめその旨契約者に通知して、必要な範囲でリスティングサービスの提供を一時停止することができます。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
2. 次の各号に定める事由その他ヤフーまたは当社の責に帰すべき事由以外の原因により本契約に基づくリスティングサービスの全部または一部を履行できなかった場合、ヤフーまたは当社はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因のために履行することができない範囲において本特則上の義務を免除されるものとします。
   ①ヤフーまたは当社の電気通信設備の保守上やむをえないときまたはヤフーまたは当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生した場合
   ②非常事態の発生により通信需要が著しく増加したため公の利益のため緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要がある場合
   ③電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中断・停止等した場合

④ヤフーまたは当社の電気通信設備の設置場所の管理上必要やむを得ない場合
⑤天災等の不可抗力、停電、通信回線の事故等、ヤフーの管理を超える事由が発生した場合
3. リスティング情報掲載初日およびリスティング情報の内容の変更初日の午前0時から24時間は、「掲載調整時間」とし、当該調整時間内の不具合、不完全掲載あるいは未掲載についてヤフーおよび当社は免責されるものとします。
なお、リスティング情報掲載初日およびリスティング情報の内容の変更初日がヤフーの営業日ではない場合、翌営業日に読み替えて適用します。

第16条（再委託）
ヤフーまたは当社は、本特則においてヤフーまたは当社が負うのと同等の機密保持義務を負わせることを条件に、リスティングサービスの一部をヤフーまたは当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。

第17条（譲渡等の禁止）
ヤフーおよび当社または契約者は、他の当事者の事前の書面による承諾を得ない限り、本特則および個別契約より生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第18条（個人情報の取り扱い）
個人情報の取扱いに関して、契約者は次の各号の事項を遵守します。
①契約者は、リスティング情報に関連してユーザーの個人情報を取り扱う場合、当社の個人情報の取扱いに関する規定、その他関連諸法令（ガイドラインを含む）を遵守しなければならないものとします。
また、契約者はユーザーの個人情報をあらかじめユーザーの許可が得られている範囲に限定して使用するものとします。
②契約者がユーザーの個人情報を直接あるいは間接（Yahoo!サイトからのリンク、電子メール等も含みます）に第三者に開示する場合、ならびにリスティング情報中に掲載されている企業等の第三者がYahoo!サイトを通じユーザーの情報を入手する場合、契約者は、その開示方法や内容につき事前に当社の了解を得るものとし、当該被開示者に対しても本条と同一の義務を負わせるものとします。

第19条（ユーザー情報の取得）
1. ヤフーは、リスティングサービスの一環として、リスティング情報の資料請求を行ったユーザーに係る問合せ内容、氏名、連絡先等の当該ユーザーに関する情報（以下「ユーザー情報」）を、契約者が直接取得できる機能(以下「問い合わせ機能」)を提供します。契約者は、問い合わせ機能を通じて、契約者が保有するURL（契約者が第三者の保有するサーバを利用している場合には当該サーバにおけるURLを含み、以下「指定URL」といいます。）を通じてユーザー情報を受領します。契約者は、この指定URLに誤りがないことを当社およびヤフーに対して保証します。
2. ヤフーおよび当社は、問い合わせ機能を通じて契約者が収集するユーザー情報のうち、居住都道府県情報、性別、年齢、問い合わせ内容、その他契約者がユーザーと合意した情報（ただし個人情報は含まない）を利用することができるものとします。

第20条（機密保持）
1. 当社および契約者は、本規約第20条（機密情報の取扱い）に従い、相手方の機密情報を取扱うものとします。
2. 当社および契約者は、本特則の内容または本件サービスに係る業務の委託・受託を公表する場合にはその時期、方法および内容につき相手方の事前の書面による承諾を得て行うものとします。

第21条（契約解除）
契約者または当社は、本規約第32条（期限の利益の喪失）のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方からの何らの通知催告なしに、本契約に基づく一切の債務について、期限の利益を失い、一括して弁済するものとします。
①主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者が本契約を継続することを不適当と判断したとき
②リスティング情報が法令、本特則、当社が定めるガイドライン等に違反し、その他当社が不適当であると判断したとき

第22条（契約期間）
1. 本契約の有効期間は、「ご注意事項」記載のとおりとします。
2. 前項にかかわらず、契約者は、解約日の翌日から契約満了日までの期間に対応する対価の合計額を一括して支払うことを条件に1ヶ月前の通知をもって本契約を解約することができるものとします。
当社は、1ヶ月前の通知をもって本契約を解約することができるものとします。
3. 本契約終了時に未履行の債務がある場合、当該債務の履行が完了するまで、なお、当該債務に関しては本規約・本特則の各条項が適用されるものとします。
4. 契約終了後も、本規約第4条（契約期間）第3項に定める各条項のほか、本特則第12条（リスティング情報に関する責任）、第13条（運営の責任）、第18条（個人情報の取り扱い）、第20条（機密保持）は有効に存続します。

第23条（契約終了時の措置）
本契約が終了した場合、当社は、直ちにYahoo!サイト上のリスティング情報その他一切の情報を消去できるものとします。

第24条（掲載条件）
本申込書内「『Yahoo!不動産』賃貸住宅情報　掲載委託に関する申込書（兼　変更・解約申請書）」と本規約・本特則およびこれらと一体となる添付別紙、および双方記名捺印された書面または所定の電磁的処理を施した電磁的記録（以下総称して「本特則等」といいます）以外に、第1条に定義する「掲載条件」も、本特則の一部を構成するものとします。
本規約および本特則に定めなき事項がある場合、これらに抵触しない範囲で「掲載条件」の定めが適用されます。

◆「ES × MeetingPlaza」特則

本特則は、「ES × MeetingPlaza」（以下「遠隔会議サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

第1章　総則

第1条（特則の適用）
1. 当社は「ES × MeetingPlaza」特則を定め、これにより遠隔会議サービス（当社がこの特則以外の契約特則及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。
2. 本特則は、当社、第3条に規定する契約者、本サービス利用者、代理店に適用されます。

第2条（特則の変更）
当社は、契約者、本サービス利用者、代理店、取次店の承諾を得ることなくこの特則を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特則によります。

第3条（用語の定義）
本特則においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

表　用語の定義

用語	定義
遠隔会議	複数の会議参加者が各自のネットワークに接続されたPC等端末を操作し、遠隔地にいながら音声、ビデオ、テキスト、ファイル、電子白板描画情報、Web URL情報などの情報を互いにやり取りしながら行う会議。
遠隔会議サービス	当社が契約者に対し提供する「ES × MeetingPlaza」サービスで、詳細は第4条に規定する。
遠隔会議室	遠隔会議サービスが提供する仮想的な会議室である。予約して利用する予約会議室と会議予約無しで利用可能な常設会議室がある。
契約者	当社と本特則に基づき、遠隔会議サービス契約を締結した法人または個人。契約者は会議室管理者を指名する。
会議室管理者	契約者によって指名され、遠隔会議室や利用者などに関する管理を行う。
会議参加者	遠隔会議室に入室して本サービスを利用する者。
利用者	会議室管理者と会議参加者の総称。
アカウント	アカウントは当社が遠隔会議サービスを提供する単位であり、1契約者に対して1個付与される。遠隔会議サービス契約が締結されると、遠隔会議サービスを利用する為の情報が通知される。
会議URL	遠隔会議室に入室するためのURL。
電話参加の識別番号	電話音声で会議室に入室するための、電話から入力する会議室の識別番号。
自営端末設備	会議参加者が自己の責任で用意する遠隔会議サービスを利用するためのPCなどの端末設備。
電話ゲートウェイ	電話接続による利用者が、電話発信時にダイヤルする相手先装置。アクセスポイント。
遠隔会議クライアントプログラム	当社が提供し、自営端末設備で動作する遠隔会議サービスを提供するためのプログラム。会議URLをアクセスすることにより必要に応じて自動的または手動にてダウンロード、インストールする。
遠隔会議システム設備	遠隔会議サービスを提供するために当社が運用する設備。サーバー機器と、インターネットまで接続するネットワーク機器とそのネットワーク、ソフトウェアからなる。
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
代理店	当社が指定した遠隔会議サービスの販売代理店である。当社は、利用者に対し、料金支払い先として、代理店を指定することができる。
取次店	当社が指定する遠隔会議サービスの販売取次店である。
AP共有機能	アプリケーション共有機能。ある端末（マスタークライアント）で動作するアプリケーションプログラムをあたかも他の利用者と共有しているようにみせることができる。

第2章　遠隔会議サービス

第4条（遠隔会議サービスの内容）
「ES × MeetingPlaza」は、当社がインターネット上で運用する遠隔会議システム設備を用いて契約者に対し提供する遠隔会議サービスです。本契約により、契約者には、当社が運用する遠隔会議システム設備へインターネットを通じて接続し、遠隔会議を実施する権利が提供されます。
会議室管理者は、遠隔会議室の管理や会議参加者などに関する管理を行います。
会議参加者は、会議URLにアクセスし、必要に応じてユーザーID及びパスワードを入力することにより、当該遠隔会議室へ入室して会議に参加することができます。
電話により入室する場合、電話ゲートウェイに発信、通話状態になった後、電話参加の識別番号を入力することで会議に参加することができます。
遠隔会議室から退出するには、当該会議URLにアクセスすることを止めます（即ち、退出操作をする、URLをアクセスするブラウザーを停止する、など）。
電話による接続で参加している場合は、電話機を操作して通話を切ります。

第3章　契約

第5条（契約申込の方法）
遠隔会議サービス契約の申込みをするときは、申込者は会議室管理者を指定し、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第6条（遠隔会議サービス契約申込の承諾）
1. 遠隔会議サービス契約申込の承諾については、本規約第9条(申込手続き)に定めるとおりとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その遠隔会議サービス契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期することがあります。当社の承諾をもって、遠隔会議サービス契約が成立します。
①予期せぬ事情により、新規遠隔会議サービスを提供することが技術上著しく困難になったとき。
②遠隔会議サービス契約の申込みをした者が過去において遠隔会議サービスの料金の支払いを現に怠り、又は今後怠るおそれがあるとき。
③その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第7条（アカウントの通知）
当社は、遠隔会議サービス契約の申込みを承諾した場合は、契約者に対し会議室管理者IDと初期パスワードに関する情報を電子メールにて会議室管理者へ送付します。

第8条（会議室管理者及び会議参加者への本特則の適用）
契約者は、契約者のアカウントの下に、契約者が指定する会議室管理者及び会議参加者が本特則及び遠隔会議サービス契約上の一切の義務を遵守することを保証する責任を負います。

第9条（契約者のアカウント管理義務）
1. 契約者及び会議室管理者は、アカウントが不正に利用されないよう、アカウントにつき管理責任を負うものとします。
2. 契約者及び会議室管理者はアカウントに付属するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとする、などパスワードが盗用されないよう、十分な注意を払うこととします。
3. 契約者あるいは会議室管理者が第1項、第2項の義務を怠ったために発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
4. 契約者あるいは会議室管理者は、アカウントが不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
5. 契約者あるいは会議室管理者は、電話参加の識別番号が第三者に漏れないように管理する義務を負います。

第10条（利用者の会議URL管理義務）
1. 利用者は、会議URLなどの本サービスから提供されるURL情報、電話参加の識別番号、遠隔会議に参加するためのユーザーID及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。
2. 利用者が前項の義務を怠ったために契約者及び利用者に発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
3. その他、利用者は、本特則及び遠隔会議サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第11条（契約の単位）
契約はアカウントを単位とし、1つの遠隔会議サービス契約に対し、1つのアカウントが発行されます。

第12条（契約期間）
契約期間については、本規約第4条(契約期間)に定めるとおりとします。

第13条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）
契約者は、遠隔会議サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

第14条（契約者の地位の承継）
相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社に届け出ていただきます。

第15条（契約者の氏名、請求書送付先住所等の変更）
1. 契約者は、その氏名、名称又は住所、居所、請求書送付先住所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者の住所等が変更された場合は、当社の契約者に対する通知は、変更された住所に対して送付されるものとします。第1項の届出なく住所が変更された場合は、当社は旧住所に通知を行ったことに基づき、契約者及び利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第16条（中途解約）
1. 契約者は本契約を途中で解約することができます。解約の手続きについては、本規約第17条(契約者による解約)の定めによるものとします。
2. 中途解約の際には、違約金が課せられる場合があります。この場合、契約者は違約金を当社に支払う義務を負います。
3. 遠隔会議サービス契約が中途解約された場合でも、契約者、利用者は、アカウントに関する情報、会議URL等遠隔会議サービスを受けるにつき当社から提供されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。
4. 当社は、中途解約等の場合、契約者より既に納入された利用料金等を返却することはいたしません。

第17条（遠隔会議クライアントプログラムの使用）
会議室管理者、利用者は、本特則末尾記載のMeetingPlaza Web会議クライアントソフトウェア使用許諾契約に従い、遠隔会議クライアントプログラムの使用が許諾されます。
MeetingPlaza Web会議クライアントソフトウェア使用許諾契約は、当社と会議室管理者、利用者との間で、遠隔会議クライアントプログラムをダウンロードした時点で成立します。
会議室管理者、利用者は、MeetingPlaza Web会議クライアントソフトウェア使用許諾契約記載の各条項を遵守するものとします。

第18条（利用時間）
本サービスを利用できる時間は、「常時」とします。ただし、第5章第30条（遠隔会議サービス提供の中止）に定める場合を除きます。

第19条（遠隔会議室への入退出）
会議参加者は、その会議が予約された期間中自由に遠隔会議室に入室、退出することができます。

第20条（利用に係る契約者の義務）
1. 契約者は、本特則に定める他の条項に加え、次の行為を行わないものとします。
①当社が遠隔会議サービス提供のために運用する遠隔会議システム設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。
②当社が遠隔会議サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
③当社の遠隔会議サービスの信用を毀損する行為。
④他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
⑤公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での遠隔会議サービスの利用。
⑥遠隔会議サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。
⑦その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者は、会議室管理者及び利用者にも、前項の禁止規定を遵守させるものとします。
3. 契約者、会議室管理者および利用者が、1項および2項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、契約者は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

第21条（当社が行う利用の停止）
1. 当社は、契約者、会議室管理者及び利用者が次のいずれかに該当するときは、その遠隔会議サービスの利用を一時的に停止することができます。
①契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
②契約者、会議室管理者又は利用者が第20条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
③前2号のほか、この特則の規定に反する行為であって、遠隔会議サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の遠隔会議システム設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により遠隔会議サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第22条（当社が行う契約の解除）
1. 当社は、第21条（当社が行う利用の停止）の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者が第21条（当社が行う利用の停止）各項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに遠隔会議サービス契約を解除することができます。
3. 当社は、前2項の規定により、その遠隔会議サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、契約者に対する通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から10日経過した時点で、遠隔会議サービス契約は解除されるものとします。
4. 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除することができます。
①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくは特別調停の申立てがあったとき、又は特定認証ADR手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申請があったとき。
②支払停止若しくは支払不能に陥ったとき，又は手形交換所から不渡処分若しくは取引停止処分を受けたとき（電子記録債権につき，不渡処分若しくは取引停止処分と同等の処分を受けたときを含む。）。
③第三者から仮差押え、仮処分若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき、その他強制執行若しくは競売の申立があったとき、又は公租公課の滞納処分をうけたとき。
④監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
⑤反社会的勢力に参加、関与していると認められるとき。
5. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当社からの通知、催告等がなくとも、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い，直ちに債務を弁済しなければならないものとします。

第23条（AP共有機能の利用）
1. 利用者は、AP共有機能を利用することが当該アプリケーションプログラムのライセンス条項に違反しないことを良く確認のうえ、同機能を利用する義務を負います。
2. 利用者は、利用者がAP共有機能を使用したことにより起因する対象プログラムライセンスに関わる如何なる問題に関しても、利用者単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第4章　料金等

第24条（料金の支払義務）
契約者は、本特則に基づき、料金などの支払い義務を負います。

第25条（料金）
料金とその支払期日、遅延損害金等については本規約第14条(サービス料金の支払い)に定めるとおりとします。

第26条（解約に伴う料金の計算と違約金）
解約に伴う料金の計算と違約金については、本規約第17条(契約者による解約)に定めるとおりとします。

第27条（消費税等）
料金には消費税等を含んでおりません。料金請求時には消費税等を加えた額を請求いたします。

第5章　運用保守

第28条（遠隔会議システム設備運用義務）
1. 当社は、遠隔会議システム設備規模が契約者の正規の利用に対し不足とならないように努力します。
2. 当社は、遠隔会議システム設備に障害を生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

第29条（免責事項）

1. 会議参加者端末から遠隔会議システム設備までのIPパケット伝送特性あるいはIPパケット伝送品質、電話接続サービスの場合は通信回線の混雑あるいは障害によっては、遠隔会議サービスを利用できない、あるいは、音声品質、ビデオ品質、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。
2. 遠隔会議システム設備が、当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、遠隔会議サービスを利用できない、あるいは、音声品質、ビデオ品質、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。
3. 当社は、遠隔会議サービスで利用者の間で行われる通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。

第30条（遠隔会議サービス提供の中止）

1. 当社は、次の場合には、その遠隔会議サービスの提供を中止することがあります。

①当社の遠隔会議システム設備及び遠隔会議サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。
②天災、戦争、その他の非常事態により遠隔会議サービスの提供が困難となったとき。
③公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、遠隔会議サービスの提供が困難となったとき。

2. 当社は、前項の規定により遠隔会議サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
   ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
3. 当社は、遠隔会議サービスの中止に基づき、契約者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第31条（責任の制限）

1. 当社は、第30条(遠隔会議サービス提供の中止)に定める場合を除いて、遠隔会議サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本規約第31条(損害賠償)の定めにもとづき、契約者に対して損害を賠償します。ただし、本規約第28条(免責)に列挙された事項について、当社は責任を負わないものとします。
2. 遠隔会議サービスにおいては、本規約第27条(サービスレベルに関する保証)は適用されないものとします。

第32条（利用者の維持責任）

利用者は、遠隔会議サービスの提供に支障を与えないために自営端末設備を正常に稼動するように維持するものとします。

第33条（契約者の切分責任）

1. 利用者は、遠隔会議サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がなく、遠隔会議システム設備までのIPパケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に試験の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の試験により当社が設置した遠隔会議システム設備に故障がないと判定した場合において、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその対応に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、対応に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第6章　雑則

第34条（他ネットワーク接続）

遠隔会議サービスの取り扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款により制限されることがあります。

第35条（利用者への通知）

1. 当社は、次の事由が生じたときはその旨を当社に登録されている電子メールアドレスを利用して通知します。

①本特則の変更
②利用料金の変更
③利用時間の変更
④遠隔会議サービスの利用中止
⑤その他当社が必要と認めた事項

2. 契約者は、当社に登録されているメールアドレスに変更があった場合は、遅滞なく当社まで連絡するものとします。

第36条（準拠法）

遠隔会議サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第37条（紛争の解決）

1. 遠隔会議サービス契約について契約者、会議室管理者及び利用者と当社の間で問題が生じたときは、契約者と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

MeetingPlaza Web会議クライアントソフトウェア使用許諾契約

1. 著作権帰属および使用許諾

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに帰属するドキュメント（以下、「関連文書といいます」）に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、当社または当社へ当該部分の再販売権および再々販売権を許諾した企業、団体あるいは個人に帰属します。但し、ノイズエコーキャンセラーDuetライブラリおよび関連文書に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、日本電信電話株式会社に帰属します。ＮＴＴテクノクロス株式会社（以後、NTT-TXといいます）は、本ソフトウェアを自己の占有下に置いた者（以下、ライセンシーといいます。ライセンシーには法人も含まれます。）が本契約書の条項に従う限り、ライセンシーがMeetingPlaza 2D Browser ソフトウェア（以後、”本ソフトウェア”といいます）を使用することを許諾します。本ライセンスを譲渡することはできません。本ソフトウェアは非排他的にライセンスされます。

2. 制限

本ソフトウェアを逆エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはいけません。本ソフトウェアを再販売、賃貸、貸与、変更することはできません。バックアップ目的を除いて、本ソフトウェア及び関連文書を複製することはできません。

3. 終了

ライセンシーが本ソフトウェアに含まれるプログラムを使用しないと決めたときには、本契約は終了します。NTT-TXは、いつでも本契約を終了させることができます。本契約が終了した場合は、ライセンシーは速やかに本ソフトウェア及びライセンシーが占有する本ソフトウェアのすべての複製物を消去することとします。ライセンシーは、いかなる理由によるものであれ、本ライセンスの終了についてNTT-TXに対し補償金その他の支払いを求めることはできません。以下の5, 6, 7項は、本ライセンス終了後も有効です。

4. 輸出

本ソフトウェアを日本国法及びそれに順ずる政令などにより禁止された国あるいは地域へ持ち出し、利用することはできません。

5. 保証等の放棄

NTT-TXは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアの一切の動作保証及び瑕疵保証をしません。

6. 免責

NTT-TXは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアに関するいかなる技術的役務の提供義務も負いません。
NTT-TXおよびその従業員、会社役員、雇用者、関連者は、ライセンシーが本ソフトウェアに起因して被ったいかなる損害に対しても責任を負いません。

7. その他

本契約は、日本国法に準拠し、日本国法に基づいて解釈されます。本ソフトウェアの、NTT-TX以外が著作権を保有している部分のライセンスに関わる条件は、当該著作権者の定めるところに従います。

8. 製造者

NTT TechnoCross Corporation
Yokohama i-Mark Place.
4-4-5, Minatomirai,Nishi-ku,Yokohama City,
Kanagawa Pref. , Japan 220-0012

（以下余白）